

農業経営基盤の強化の促進に関する  
基本的な構想

令和5年9月  
椎 葉 村

## 目次

第1	農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な方向.....	3
1	椎葉村農業の現状と課題.....	3
2	椎葉村農業の展開方向.....	4
3	椎葉村における農業経営基盤の強化の促進に関する取組.....	4
第2	効率的かつ安定的な農業経営体が目標とすべき農業経営の基本的指標.....	5
1	効率的かつ安定的な農業経営体の年間農業所得及び年間労働時間の目標.....	5
2	新たに農業経営を営もうとする青年等の農業経営の目標.....	5
3	担い手に対する農用地の利用集積に関する目標.....	6
第3	第2及び第2の2に掲げる事項のほか農業を担う者の確保及び育成に関する事項...7	
1	農業を担う者の確保及び育成の考え方.....	7
2	新たに農業経営を営もうとする青年等の確保・育成.....	7
第4	効率的かつ安定的な農業経営体に対する農地の利用の集積に関する目標及びその他農地の利用関係の改善に関する事項.....	8
1	効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標...8	
2	その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項.....	8
第5	農業経営基盤強化促進事業に関する事項.....	9
1.	法第18条第1項の協議の場の設置方法、第19条第1項に規定する地域計画の区域の基準その他第4条第3項第1号に掲げる事業.....	9
2	利用権設定等促進事業に関する事項.....	11
3	農地中間管理事業及び農地中間管理機構が行う特例事業の推進に関する事項.....	16
4	農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準その他農用地利用改善事業の実施の基準に関する事項.....	17
5	農業協同組合等が行う農作業の委託のあっせんの促進その他の委託を受けて行う農作業の実施の促進に関する事項.....	20
6	農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の育成及び確保の促進に関する事項.....	20
7	新たに農業経営を営もうとする青年等の確保・育成に関する事業.....	20
8	その他農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項.....	22
第6	その他.....	22

## 第1 農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な方向

### 1 椎葉村農業の現状と課題

#### (1)農業生産

本村は、山間高冷地域で恵まれた立地条件などをいかして畜産や施設園芸などを中心に、付加価値の高い農業を展開しており、これまで素材供給型の産地として振興されてきた。

特に、夏秋野菜の品目は、県内でも産地が少なく、冬春作物とのリレー出荷を支える重要なポジションを担っている。しかし、基盤整備が進んでおらず、規模拡大が容易でない。そこで、村内各地において園芸団地が造成できないか検討を行い生産・産地拡大を図る。

また、畜産については、東臼杵地区管内で最大の母牛数を維持しており和牛繁殖牛産地として位置づけられている。畜産経営の健全化を図りつつ肉用繁殖牛の増頭を図り 10 頭以上の中核飼育農家の育成と、30 頭規模以上の大規模飼育農家の育成並びに畜産と農林業を組み合わせた複合経営の推進を図る。

村内では、かつてない人口減少・少子高齢化が進んでいる。人口減少が進むに伴って農家の減少・農業の担い手不足が問題となり、農業生産に必要な耕地面積も年々減少して、将来にわたる農業生産に必要な農地を維持することが喫緊の課題である。

そのような中、本村では、関係機関の協力や、各種事業の活用成果もあり毎年 1 名程度の就農者を確保している。

このような状況を踏まえ、本村農業を持続的に発展させていくためには、新規就農の確保に並行して技術・経営管理支援を行い将来にわたって安定した収入を確保できる農家の育成が必要である。

また、集落単位で策定した「地域計画」に基づき、農用地の集積・集約化を進めるとともに、地域計画の対象とならなかった農地についても、「活性化計画」により、土地利用の最適化を図り、今後の荒廃農地の発生防止・解消に努める。

#### (2)社会情勢

近年、消費者ニーズの多様化や、農業の国際化の進展を背景に、国内外の産地間競争が激化するとともに、消費者の食の安全・安心に関する関心が高まっている。

さらにウクライナ情勢を背景とした原油や資材・穀物等の価格上昇により、施設園芸や畜産等の農業生産に大きな影響を受けている。

このため安全・安心の確保はもとより、農用地の集約による経営規模拡大やスマート農業の推進、効率的な物流や販売力強化等、生産から流通・販売をつなぐ一連の流れの最適化とともに、付加価値を付けた椎葉村ブランド(椎葉牛・高冷地夏秋野菜・七草)の推進など特色を生かした取組を展開していく必要がある。また、今後農家には、より一層の経営管理能力とコスト削減が必要となる。

#### (3)危機事象

地球温暖化等による気象変動が進行し、局地的豪雨が全国的に増加する等、日本各地で大模な自然災害が頻発している。

本村でも、毎年のように気象災害が発生し、交通網の遮断により、集出荷に影響が生じることもある。農家が経験したことのない気象(長雨等)により生産数量・品質にも影響が出ている。

また、令和2年1月以降の新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う、学校の臨時休校外出自粛等により、農畜産物の価格の低迷、新たな生活様式による商・物流の変化等、幅広分野で影響が生じた。さらに、口蹄疫や高病原性鳥インフルエンザ、作物への新規病害虫等の発生は、本村でも可能性が十分ある。

このように、本村農業は様々なリスクに直面しているため、災害に強い生産基盤や家畜・植物防疫体制、農業セーフティネット、地球温暖化対策、飼料・エネルギー等の資源循環などにより、あらゆる危機事象に対応できる農業の構築を推進していく必要がある。

## 2 椎葉村農業の展開方向

県は、「第八次宮崎県農業・農村振興長期計画」(令和3年3月策定)に基づき、「持続可能な魅力あるみやざき農業」の実現を目指している。

本村では、県の方針に則し各種施策を推進するとともに、既存の農家を維持しつつ規模拡大や新技術の導入を希望する農家の支援を行い村内農業の規模拡大やスマート化を推進する。

また、新型コロナウイルス等で落ち込んだ価格の回復に向け、消費者ニーズに適した商品で高品質で生産できる体制の構築を行い、農家所得の安定を図る。

上記の取組により農業に対する魅力を高め、農業後継者の確保を推進し、村内農業の発展につなげるとともに村内の農村景観や多面的機能維持に取り組む。

## 3 椎葉村における農業経営基盤の強化の促進に関する取組

### (1) 農業経営基盤の強化の促進に当たっての基本的な考え方

今後とも本村農業を基幹的産業として持続的に発展させていくためには、将来にわたって農業を担う効率的かつ安定的な農業経営体(認定農業者、集落営農組織)や新規就農者を育成・確保するとともに、集落・地域において人と農地の問題を解決するため、地域農業の未来の設計図である「地域計画(人・農地プラン)」に位置づけ、これらの経営体が農業生産の中核を担うよう農業構造を整えていく。

そのため、農業が職業として選択し得る魅力とやりがいのあるものとなるように効率的かつ安定的な農業経営体や新規就農者の目標を明らかにするとともに、その育成を促進する。また農地中間管理事業を活用し農地の集積・集約化や経営管理の合理化、その他の農業経営基盤強化を促進するための各種施策を一体的に推進していく。

本村のように担い手の確保が困難な地域においては、既に生産されている高収益作物や地域の実情に合わせたスマート農業技術の導入推進によって生産性の向上を図るとともに、労

働力の確保に向けて地域内の多様な産業の連携を推進し、協働して稼ぐ体制を推進する。また、定住化に向けた環境基盤の整備に加え村が独自に取り組む移住施策を活用し、UIターン等の移住者確保を推進するとともに、集落機能強化を図る。

さらに、集落・地域において、人と農地の問題を解決するため、担い手たる基幹的農業者に加え、地域社会の維持の面で重要な役割を果たしている、中小・家族経営、準主業農家、副業的農家などの多様な経営体についても、農業を担う者として地域農業の未来の設計図である「地域計画」に位置付け、「地域計画」の実行を推進していくことにより、これらの農業を担う者に対する農用地の集積・集約化や経営管理の合理化を進めるとともにスマート農業に対応した区画拡大や計画的な営農に必要なかん水施設等の基盤整備、優良農地の確保に向けた取組、その他の農業経営基盤の強化を促進するための各種施策を一体的に推進していく。特に集落営農については、「地域計画」を核として、多様な担い手(集落営農、個別経営体、地域外の新たな担い手等)と地域(地権者)が相互協力することで、経営発展を目指す仕組みである「地域営農システム」の推進を行う。

## 第2 効率的かつ安定的な農業経営体が目標とすべき農業経営の基本的指標

### 1 効率的かつ安定的な農業経営体の年間農業所得及び年間労働時間の目標

#### (1) 年間農業所得及び年間労働時間の目標

経営資源(農地、機械、施設等)の円滑な承継及びフル活用を推進するとともに、需要を起点とした生産・販売の強化、土地利用型農業の推進など産地改革により、農業経営の主たる従事者が他産業従事者と遜色のない年間労働時間の水準を達成しつつ、他産業従事者並の生涯所得を基本に算出した年間農業所得を確保できるよう、その目標は以下のとおりとする。

項目	主たる従事者 1人当たり	(参考)1経営体当たり		計
		主たる従事者分 (1人当たり)	補助的従事者分 (1人当たり)	
年間農業所得	240万円程度	240万円	150万円	390万円
年間労働時間	1,900時間程度	1,900時間	1,900時間	3,800時間

#### (2) 農業経営体が目標とすべき経営の基本的指標

村内の先進的な経営事例をもとに、第2の1(1)に示した目標を達成するための効率的かつ安定的な農業経営体の経営の指標として示す本村における主要な営農類型については、別表1のとおりとする。

## 2 新たに農業経営を営もうとする青年等の農業経営の目標

### (1) 年間農業所得及び年間労働時間の目標

本村の他産業従事者や優良な農業経営の事例と均衡する年間総労働時間(主たる従事者 1 人あたり 1,900 時間程度)の水準を達成しつつ、農業経営開始から 5 年後には農業で生計が成立つ年間農業所得(効率的かつ安定的な農業経営体の目標の 8 割程度の農業所得、すなわち主たる従事者 1 人あたりの年間農業所得 190 万円程度) を目標とする。

項目	主たる従事者 1人あたり	(参考)1経営体当たり		計
		主たる従事者分 (1人あたり)	補助的従事者分 (1人あたり)	
年間農業所得	190万円程度	190万円	110万円	300万円
年間労働時間	1,900時間程度	1,900時間	1,400時間	3,300時間

### (2) 新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき経営の基本的指標

村内の先進的な経営事例をもとに、第2の2(1)に示した目標を達成するための新たに農業経営を営もうとする青年等の経営の指標として示す本村における主要な営農類型については、別表2のとおりとする。

### 3 担い手に対する農用地の利用集積に関する目標

本村農業の持続的発展を図るため、農業生産のための基礎的な資源である優良農地を確保・継承するとともに、上記第2に掲げるような効率的かつ安定的な農業経営体に対する農地の利用の集積に関する目標は次のとおりとする。

また、農地中間管理事業等の推進により、効率的かつ安定的な農業経営体への農地の集約化に努める。

#### ○効率的かつ安定的な農業経営体への農地の利用集積目標

地域	目標	備考
村内全域	<b>30%</b> 担い手への農地集積に加え、農地の集約化に努める	期間作業に係る農作業受託面積を含む。

(注)

1. 「目標」には、農業法人を含む認定農業者に加え、認定新規就農者、基本構想水準到達者、集落営農経営の地域における農地利用面積のシェアを含む。
2. 「基幹作業に係る農作業受託面積」とは、基幹作業ごとの受託面積の合計を基幹業数で除した面積とする。
3. 目標年次は令和5年度とする。

### 第3 第2及び第2の2に掲げる事項のほか農業を担う者の確保及び育成に関する事項

第2の目標を達成するため、効率的かつ安定的な農業経営体や新たに農業経営を営もうとする青年等を将来の地域農業を牽引する担い手として明確化するとともに、以下のとおりこれらの経営体の意欲向上を図るための各種施策等を推進する。

#### 1 農業を担う者の確保及び育成の考え方

山間部に位置し、冷涼な気候を利用した夏秋野菜や花きなどの施設園芸と、畜産、林業の複合経営が特徴的な本村農業を担う経営体として、経営感覚に優れた認定農業者や農業法人、集落営農法人を育成・確保するため、将来の生産の担い手を明確にし、経営資源(農地・機械・施設等)を一体的に継承し集中させていく体制を整備する。

また、経営発展段階に応じた研修に加え、経営力強化に向けた研修等支援体制の充実を図るとともに、品目や地域、経営形態を超えた農業者ネットワークの構築による産地の中心的リーダーの育成に取り組む。

#### 2 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保・育成

##### (1) 新規就農の現状と新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に向けた目標

本村の新規就農の状況については、過去5年間、年平均で1.0人が就農している。そこで、本村農業の持続的な発展に向け、今後も50歳未満の新規就農者を年間に少なくとも1人は確保することを目標とする。他産業従事経験等を活かし意欲的な者については、年齢制限をすることなく、積極的に支援の対象とする。

##### (2) 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に向けた村の主体的な取組

村内外での就農情報の収集及び発信を行うほか、栽培技術や農業経営に関する知識習得のため、村が行っているIターン者向け農業研修事業や地域おこし協力隊制度など国の事業を活用した村内外での農業研修を県普及指導センターや農業協同組合など関係機関と連携し実施する。

また、産地自らが確保すべき担い手(新規就農者)を明確にし、産地が求める人材と就農希望者等とのマッチングや、農地の確保、技術の習得など、産地の就農者確保・育成に向けた取組を支援し、経営基盤を持たない新規参入者等の円滑な就農を促進する。

##### (3) 関係機関との連携・役割分担

本村は、県、農業委員会、農業協同組合、農業教育機関等の関係機関と連携しつつ、村が全体的な管理・推進を行いながら、就農希望者への情報提供や相談対応、研修の実施、農用地や農業用機械等のあっせん・確保、就農後の定着に向けたサポート等を以下の役割分担により実施する。

① 村、県普及指導センター、農業協同組合は新たに農業経営を開始しようとする者に対し

て、連携して営農情報提供、住宅の紹介や、移住相談等の支援、農業技術・農業経営に要する知識取得に向けた研修の実施や、研修農場の整備、営農計画の作成支援、必要となる農業用機械等の確保・資金調達のサポートを行う。

- ② 県農業会議、県農地中間管理機構、農業委員会は、新たに農業経営を開始しようとする者に対して、農地等に関する相談対応、農地等に関する情報の提供、農地の紹介・あっせん等を行う。
- ③ 個々の集落(地域計画の作成区域)では、農業を担う者を受け入れるための地域の雰囲気づくり、コミュニティづくりを行う。

#### **(4) 就農等希望者のマッチング及び農業を担う者の確保・育成のための情報収集・相互提供**

本村は、地域再生協議会及び農業協同組合と連携して、区域内における作付け品目ごとの就農受入態勢、研修内容、就農後の農業経営・収入・生活のイメージ等就農等希望者が必要とする情報を収集・整理し、県及び農業経営・就農支援センターへ情報提供する。

また、農業を担う者の確保のため、農業委員会、農業協同組合と連携して経営の移譲を希望する農業者の情報を積極的に把握するように努め、本村の区域内に後継者がいない場合には、県及び農業経営・就農支援センター、農地中間管理機構等の関係機関に情報を提供するなど、新たに農業経営を開始しようとする者が円滑に移譲を受けられるように必要なサポートを行う。

### **第4 効率的かつ安定的な農業経営体に対する農地の利用の集積に関する目標及びその他農地の利用関係の改善に関する事項**

#### **1 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標**

第2で示す目標を達成するためには、従来にも増して積極的な農用地の集積・集約化対策の強化が必要である。

このため、村は県が設置する宮崎県農地中間管理事業運営本部会議を中心に、県農業会議、農業協同組合、農地バンク等の関係機関と連携し、役割分担を図りながら農地中間管理事業、農用地利用改善事業、農地売買等特例事業等を柱として農業経営基盤の強化を促進する。

また、村内においては、設置された農地中間管理事業推進チームを中心にチームの構成機関が保有する各種情報の共有化や一層の連携による支援窓口の一元化等により、土地利用調整活動をはじめ、効率的な施策推進を図る。

#### **2 その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項**

村、農業委員会、農地中間管理機構、農業協同組合、集落組織が連携し、地域計画の策定を通じ、地域の合意形成を図りながら、面としてまとまった形での農用地の集約化を進めることにより、団地面積の増加を図るとともに、担い手への農用地の集積を加速させる。



特に中山間に位置し、担い手不足が著しい本村では、地域全体で農用地の確保・有効利用を図るため、中小・家族経営など集落の維持に重要な役割を果たしている経営体の支援を行い、低利用の農地にあっては、放牧利用や蜜源利用、ソバ等雑穀の省力栽培による農地機能を保全等する取り組みを促進する。

## 第5 農業経営基盤強化促進事業に関する事項

本村は、宮崎県が策定した「農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針(令和5年6月)の「第1の3 農業経営基盤の強化の促進に当たっての基本的な考え方」に即しつつ、村農業の地域特性、即ち、複合経営を中心とした多様な農業生産の展開や高齢化、兼業化の進行などの特徴を十分踏まえて、以下の方針に沿って農業経営基盤強化促進事業に積極的に取り組むこととし、農業経営基盤強化促進事業として、次に掲げる事業を行う。

- ① 法第18条第1項の協議の場の設置方法、第19条第1項に規定する地域計画の区域の基準その他第4条第3項第1号に掲げる事業
- ② 利用権設定等促進事業
- ③ 農地中間管理事業及び農地中間管理機構が行う特例事業
- ④ 農用地利用改善事業の実施を促進する事業
- ⑤ 委託を受けて行う農作業の実施を促進する事業
- ⑥ 農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成及び確保を促進する事業
- ⑦ 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保・育成に関する事業
- ⑧ その他農業経営基盤の強化を促進するために必要な事業

これらの各事業については、各地域の特性を踏まえてそれぞれの地域で重点的に実施するものとする。

中山間地域の本村は、農地の有効活用を図るために農用地利用改善団体の活動を積極的に推進する。このことによって、高齢化・兼業化の進行に伴い農業従事者が不在となる農地の利用権設定又は農作業の受託に努める。

更に、村では、農用地利用改善団体に対して特定農業法人制度及び特定農業団体制度についての啓発に努め、必要に応じ、農用地利用改善団体が特定農業法人制度及び特定農業団体制度に取り組めるよう指導・助言を行う。

以下、各個別事業ごとに述べる。

### 1. 法第18条第1項の協議の場の設置方法、第19条第1項に規定する地域計画の区域の基準その他第4条第3項第1号に掲げる事業

#### (1) 地域計画推進事業

村は、農用地の効率的かつ総合的な利用を図るため、地域の農業者等との協議を行い、当該協議の対象となった農業上の利用が行われる農用地等の区域における農業経営基盤の強化の促進に関する計画(以下、「地域計画」という。)を定め、その中で地域の農業の将来の

あり方や目指すべき将来の農用地利用の姿である目標地図を明確化し、その実現に向けて、農地中間管理機構による農地中間管理事業及び特例事業を通じて農用地について利用権の設定等を促進する。

## (2) 協議の場の設置方法等

### ① 協議の場の開催時期・参加者・相談窓口等

地域計画の協議の場の開催については、設置する区域ごとに、農業者、村、農業委員会、農業協同組合、農地中間管理機構、その他の関係者の幅広い参画を図ることとし、開催に当たっては、集落組織の集まりの場を積極的に活用し、広く周知する。

協議の場の参加者等から協議事項に係る問合せへの対応を行うための窓口を農林振興課に設置する。

### ② 協議すべき事項

#### ア. 地域計画の区域

イ. アの区域における農業の将来のあり方

ウ. イのあり方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標

エ. 農業者その他のアの区域の関係者がウの目標を達成するために必要な農用地の利用関係の改善その他必要な措置

なお、協議の場においては、地域の中心となる農用地の出し手及び受け手の意向が反映されるように調整を行う。

### ③ 地域計画の区域の基準

農業上の利用が行われる農用地等の区域については、中山間地直接支払い交付金の協定を締結した集落を単位とし、集落協定が存在しない地域においては、行政組合を単位とするが、地域農業者の意向により、協定集落の合併、分割等が行われた場合は、合併、分割後の集落を単位とする。

なお、農業振興地域内の農用地等が含まれるように設定することとし、農業上の利用が見込めず、農用地として維持することが困難な農用地については、活性化計画を作成し、粗放的な利用等による農用地の保全等を図る。

### ④ その他法第4条第3項第1号に掲げる事業に関する事項

村は、地域計画の策定にあたって、宮崎県、農業委員会、農業協同組合、農地中間管理機構等の関係団体と連携しながら、協議の場の設置から地域計画の公表に至るまで、適切な進捗管理を行うこととし、地域計画に基づいて利用権の設定等が行われているか進捗管理を毎年実施する。

## 2 利用権設定等促進事業に関する事項

### (1) 利用権の設定等を受ける者の備えるべき要件

① 耕作又は養畜の事業を行う個人(農業経営基盤強化促進法(以下「法」という。)第18条第2項第6号に定める利用権設定等を受けた後において行う耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められない者(以下「農業生産法人以外の法人」という。))を除く又は農地所有適格法人(農地法(昭和27年法律第229号)第2条第3項に規定する法人をいう。))が利用権の設定等を受けた後において備えるべき要件は、次に掲げる場合に依りてそれぞれ定めるところによる。

ア 農用地(開発して農用地とすることが適当な土地を含む。))として利用するための利用権の設定等を受ける場合、次の(ア)から(オ)までに掲げる要件のすべて(農地所有適格法人にあっては、(ア)・(ウ)・(エ)及び(オ)に掲げる要件のすべて)を備えること。

(ア) 耕作又は養畜の事業に供すべき農用地(開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。))のすべてについて効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められること。

(イ) 耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められること。

(ウ) その者が農業によって自立しようとする意欲と能力を有すると認められること。

(エ) その者の農業経営に主として従事すると認められる青壮年の農業従事者(農業生産法人にあっては、常時従事者たる構成員をいう。))がいるものとする。

(オ) 所有権の移転を受ける場合は、上記(ア)から(エ)までに掲げる要件のほか、借入者が当該農用地につき所有権を取得する場合、農地の集団化を図るために必要な場合、又は近い将来農業後継者が確保できることとなることが確実である等特別な事情がある場合を除き、農地移動適正化あっせん譲受け等候補者名簿に登録されている者であること。

イ 混牧林地として利用するため利用権の設定等を受ける場合、その者が利用権の設定等を受ける土地を効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うことができると認められること

ウ 農業用施設用地(開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を含む)として利用することができるものと認められること。

② 農用地について所有権・地上権・永小作権・質権・賃借権・使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者が、利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定等を行う場合において、当該者が前項のアの(ア)及び(イ)に掲げる要件(農業生産法人にあっては(ア)に掲げる要件)のすべてを備えているときは、前項の規定にかかわらず、その者は、おおむね利用権の設定等を行う農用地の面積の合計の範囲内で

利用権の設定等を受けることができるものとする。

- ③ 次のア～オに掲げる場合は、これらの者が該当事業又は事業の実施に関し定めるところによる。
- ア. 農業協同組合法(昭和 22 年法律第 132 号)第 10 条第 2 項に規定する事業を行う農業協同組合又は農業協同組合連合会が当該事業の実施によって利用権の設定を受ける場合
  - イ. 同法第 11 条の 50 第 1 項に掲げる場合において農業協同組合又は農業協同組合連合会が利用権の設定又は移転を受ける場合
  - ウ. 農地中間管理機構(宮崎県農業振興公社。以下「機構」という。)が法第 7 第 1 項に規定する特例事業を行う場合
  - エ. 独立行政法人農業者年金基金法(平成 14 年法律第 127 号)附則第 6 条第 1 項第 2 号に掲げる業務を実施する独立行政法人農業者年金基金が利用権の設定等を受ける場合
  - オ. 特例事業を行う機構、独立行政法人農業者年金基金が利用権の設定等を受け、又は特例事業を機構尾、独立行政法人農業者年金基金が利用権の設定等を行う場合
- ④ 農地所有適格法人以外の法人等が賃借権又は使用貸借による権利の設定を受ける場合には、次に掲げる要件のすべてを備えるものとする。
- ア. 耕作又は養畜の事業に供すべき農用地(開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む)すべてについて効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められること。
  - イ. その者が地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行うと見込まれること。
  - ウ. その者が法人である場合には、その業務を執行する役員のうち 1 人以上の者が、その法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事すると認められること。
- ⑤ 農地保有適格法人の組合員、社員又は株主(農地法第 2 条第 3 項第 2 号チに掲げる者を除く。)が、利用権設定等促進事業の実施により、当該農地所有適格法人に利用権の設定等を行う場合は、①の規定にかかわらず利用権の設定等を受けることができるものとする。ただし、利用権を受けた土地のすべてについて当該農地所有適格法人に利用権の設定を行い、かつ、これら二つの利用権の設定等が同一の農用地利用集積計画において行われる場合に限るものとする。
- ⑥ ①から⑤に定める場合のほか、利用権の設定等を受ける者が利用権の設定等を受けた後において備えるべき要件は、別紙 1 のとおりとする。

## (2) 利用権の設定等の内容

利用権設定等促進事業の実施により、設定(又は移転)される利用権の存続期間(又は残存期間)の基準、借賃の算定基準及び支払い(持分又は株式の付与を含む。以下同じ。)の方法、農業経営の受委託の場合の損益の算定基準及び決済の方法その他利用権の条件並びに移転される所有権の移転の対価(現物出資に伴い付与される持分又は株式を含む。以下同じ。)の算定基準及び支払いの方法並びに所有権の移転の時期は、別紙 2 のとおりとする。

## (3) 開発を伴う場合の措置

- ① 村は、開発して農用地又は農業施設用地とすることが適当な土地についての利用権の設定等を内容とする農用地利用集積計画の作成に当たっては、その利用権の設定等を受ける者(地方公共団体、機構を除く。)から「農業経営基盤強促進法の基本要綱」(平成 24 年 5 月 31 日付け 24 経営第 564 号農林水産省経営局通知。以下「基本要綱」という。)別記様式第 7 号に定める様式による開発事業計画を提出させる。
- ② 村は、①の開発事業計画が提出された場合において、次に掲げる要件に適合すると認めるときに農用地利用集積計画の手続きを進める。
  - ア. 当該開発事業の実施が確実であること。
  - イ. 当該開発事業の実施に当たり農地転用を伴う場合には、農地転用の許可の基準に従って許可し得るものであること。
  - ウ. 当該開発事業の実施に当たり農用地区域内の開発行為を行う場合には、開発行為の許可基準に従って許可し得るものであること。

## (4) 農用地利用集積計画の策定期期

- ① 村は、法第 6 条の規定による基本構想の同意後必要があると認めるときは、遅滞なく農用地利用集積計画を定める(法附則第 2 項によりみなされる場合は不要。)
- ② 村は、(5)の申出その他の状況から農用地の農業上の利用の集積を図るため必要があると認めるときは、その都度、農用地利用集積計画を定める。
- ③ 村は、農用地利用集積計画の定めるところにより設定(又は移転)された利用権の存続期間(又は残存期間)の満了後も農用地の農業上の利用の集積を図るため、引き続き農用地利用集積計画を定めるよう努めるものとする。この場合において、当該農用地利用集積計画は、現に定められている農用地利用集積計画に係る利用権の存続期間(又は残存期間)の満了の日の 30 日前までに当該利用権の存続期間(又は残存期間)の満了の日の翌日を始期とする利用権の設定(又は移転)を内容として定める。

## (5) 要請及び申出

- ① 農業委員会は、認定農業者で利用権の設定を受けようとする者又は利用権の設定等を行おうとする者の申出をもとに、農用地の利用権の調整を行った結果、認定農業者等に対する利用権設定等の調整が調ったときは、村に農用地利用集積計画を定めるべき旨を要請することができる。
- ② 農用地利用改善団体及び営農指導事業においてその組合員の行う作付地の集団化、農作業の効率化等の農用地の利用関係の改善に関する措置の推進に積極的に取り組んでいる農業協同組合は、別に定める様式により農用地利用集積計画を定めるべき旨を申し出ることができる。
- ③ ②に定める申出を行う場合において、(4)の③の規定により定める農用地利用集積計画の定めるところにより利用権の存続を申し出る場合には、現に設定(又は移転)されている利用権の存続期間(又は残存期間)の満了の日の90日前までに申し出るものとする。

#### (6) 農用地利用集積計画の作成

- ① 村は、(5)の①の規定による農業委員会からの要請があった場合には、その要請の内容を尊重して農用地利用集積計画を定める。
- ② 村は、(5)の②、③の規定による農用地利用改善団体、農業協同組合、からの申出があった場合には、その申出の内容を勘案して農用地利用集積計画を定めるものとする。
- ③ ①、②に定める場合のほか、利用権の設定等を行おうとする者又は利用権の設定等を受けようとする者の申出があり、利用権設定等の調整が調ったときは、村は、農用地利用集積計画を定めることができる。
- ④ 村は、農用地利用集積計画において利用権の設定等を受ける者を定めるに当たっては、利用権の設定等を受けようとする者((1)に規定する利用権の設定等を受けるべき者の要件に該当する者に限る。)について、その者の農業経営の状況、利用権の設定等をしようとする土地及びその者の現に耕作又は養畜の事業に供している農用地の位置その他の利用条件等を総合的に勘案して、農用地の農業上の利用集積並びに利用権の設定等を受けようとする者の農業経営の改善及び安定に資するようにする。

#### (7) 農用地利用集積計画の内容

農用地利用集積計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- ① 利用権の設定等を受ける者の氏名又は名称及び住所
- ② ①に規定する者が利用権の設定等を受ける土地の所在、地番、地目及び面積
- ③ ①に規定する者に②に規定する土地について利用権の設定等を行う者の氏名又は名称及び住所
- ④ ①に規定する者が設定(又は移転)を受ける利用権の種類、内容(土地の利用目的を含む。)、始期(又は移転の時期)、存続期間(又は残存期間)、借賃及びその支払の方法(当該利用権が農業の経営の委託を受けることにより取得される使用及び収益を目的とする権利で

ある場合にあつては農業の経営の委託者に帰属する損益の算定基準及び決済の方法)、利用権の条件その他利用権の設定(又は移転)に係る法律関係

⑤ ①に規定する者が農地所有適格法人以外の法人等である場合には、ア及びイの内容。なお、賃貸権又は使用貸借権の設定を受けた者は、毎年、当該農用地の利用状況を村長に報告すること。

ア 貸し付けられた農用地が適正に利用されていないと認められる場合には貸借を解除する旨の条件

イ 農用地を明け渡す際の原状回復の義務を負う者、原状回復の費用の負担者、原状回復がされないときの損害賠償の取決め及び担保措置、貸借期間の中途の契約終了時における違約金支払の取決め、その他撤退した場合の混乱を防止するための取決め

⑥ ①に規定する者が移転を受ける所有権の移転の後における土地の利用目的、当該所有権の移転の時期、移転の対価及び(現物出資に伴い付与される持分又は株式を含む。)その支払い(持分又は株式の付与を含む。)の方法、その他所有権の移転に係る法律関係

⑦ ①に規定する者の農業経営の状況

#### (8) 同意

村は、農用地利用集積計画の案を作成したときは、(7)の②に規定する土地ごとに(7)の①に規定する者並びに当該土地について、所有権・地上権・永小作権・質権・賃貸権・使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者すべての同意を得る。

ただし、数人の共有に係る土地について利用権(その存続期間が20年を超えないものに限る。)の設定又は移転をする場合における当該土地について所有権を有する者の同意については、当該土地について2分の1を越える共有持分を有する者の同意が得られていれば足りる。

#### (9) 公告

村は、農業委員会の決定を経て農用地利用集積計画を定めたとき又は(5)の①の規定による農業委員会の要請の内容と一致する農用地利用集積計画を定めたときは、その旨及びその農用地利用集積計画の内容のうち(7)の①から⑤までに掲げる事項を村の掲示板への掲示により公告する。

なお、村は、農業委員会の決定を経て農用地利用集積計画の取消しを行った場合は、その旨を公告する。

#### (10) 公告の効果

村が(9)の規定による公告をしたときは、その公告に係る農用地利用集積計画の定めるところによって利用権が設定され(若しくは移転し)又は所有権が移転するものとする。

(11) 利用権の設定等を受けた者の責務

利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定等を受けた者は、その利用権の設定等に係る土地を効率的に利用するように努めなければならない。

(12) 紛争の処理

村は、利用権設定等促進事業の実施による利用権の設定等が行われた後に、借賃又は対価の支払等利用権の設定等に係る土地の利用に伴う紛争が生じたときは、当該利用権の設定等の当事者の一方又は双方の申出に基づき、その円満な解決に努める。

(13) 農用地利用集積計画の取消し等

- ① 村長は、次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、(9)の規定による公告があった農用地利用集積計画の定めるところにより賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けた農地所有適格法人以外の法人等に対し、相当の期限を定めて、必要な措置を講ずべきことを勧告することができる。
  - ア その者がその農用地において行う耕作又は養畜の事業により、周辺の地域における農用地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障が生じているとき。
  - イ その者が地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行っていないと認めるとき。
  - ウ その者が法人である場合にあっては、その法人の業務を執行する役員の内いずれもがその法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事していないと認めるとき。
- ② 村は、次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、農業委員会の決定を経て、農用地利用集積計画のうち当該各号に係る賃借権又は使用貸借による権利の設定に係る部分を取り消すものとする。
  - ア (9)の規定による公告があった農用地利用集積計画の定めるところによりこれらの権利の設定を受けた農地所有適格法人以外の法人等がその農用地を適正に利用していないと認められるにもかかわらず、これらの権利を設定した者が賃貸借又は使用貸借の解除をしないとき。
  - イ ①の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わなかったとき。
- ③ 村は、②の規定による取消しをしたときは、その旨及び農用地利用集積計画のうち取消しに係る事項を他所定の手段により公告する。
- ④ 村が③の規定による公告をしたときは、②の規定による取消しに係る賃貸借又は使用貸借が解除されたものとする。

### 3 農地中間管理事業及び農地中間管理機構が行う特例事業の推進に関する事項

- (1) 村は、機構と連携の下に、農地中間管理事業及び機構が行う特例事業(以下、農地中間管理事業等という)の普及啓発活動等を行うことによって事業実施の促進を図る。



- (2) 村は、農業委員会、農業協同組合、農林振興局、機構等で構成するチーム会議を設け、人・農地プランを中心に、地域の実情に応じながら、農地中間管理事業等を活用した担い手への農地集積・集約化を推進する。

#### 4 農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準その他農用地利用改善事業の実施の基準に関する事項

##### (1) 農用地利用改善事業の実施の促進

村は、地域関係農業者等が農用地の有効利用及び農業経営の改善のために行う自主的努力を助長するため、地域関係農業者等の組織する団体による農用地利用改善事業の実施を促進する。

##### (2) 区域の基準

農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準は、土地の自然的条件、農用地の保有及び利用の状況、農作業の実施の状況、農業経営活動の領域等の観点から、農用地利用改善事業を行うことが適当であると認められる区域(1～数集落)とするものとする。

##### (3) 農用地利用改善事業の内容

農用地利用改善事業の主要な内容は、(2)に規定する区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための、作付地の集団化、農作業の効率化その他の措置及び農用地の利用関係の改善に関する措置を推進するものとする。

##### (4) 農用地利用規程の内容

- ① 農用地利用改善事業の準則となる農用地利用規程においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

ア 農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための措置に関する基本的な事項

イ 農用地利用改善事業の実施区域

ウ 作付地の集団化その他農作物の栽培の改善に関する事項

エ 認定農業者とその他の構成員との役割分担その他農作業の効率化に関する事項

オ 認定農業者に対する農用地の利用集積の目標その他農用地の利用関係の改善に関する事項

カ その他必要な事項

- ② 農用地利用規程においては、①に掲げる全ての事項についての実行方策を明らかにするものとする。

##### (5) 農用地利用規程の認定

- ① (2)の区域をその区域とする地域関係農業者等の組織する団体で、定款又は規約及び構

会員につき法第 23 条第 1 項に規定する要件を備えるものは、基本要綱別記様式第 4 号の認定申請書を村に提出して、農用地利用規程について村の認定を受けることができる。

② 村は、申請された農用地利用規程が次に掲げる要件に該当するときは、法第 23 条第 1 項の認定をする。

ア 農用地利用規程の内容が基本構想に適合するものであること。

イ 農用地利用規程の内容が農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために適切なものであること。

ウ (4)の①のエに掲げる役割分担が認定農業者の農業経営の改善に資するものであること。

エ 農用地利用規程が適正に定められており、かつ、申請者が当該農用地利用規程で定めるところに従い農用地利用改善事業を実施する見込みが確実であること。

③ 村は、②の認定をしたときは、その旨及び当該認定に係る農用地利用規程を村の掲示板への掲示により公告する。

④ ①から③の規定は、農用地利用規程の変更についても準用する。

#### (6) 特定農業法人又は特定農業団体を定める農用地利用規程の認定

① (5)の①に規定する団体は、農用地の保有及び利用の現況及び将来の見通し等からみて農用地利用改善事業が円滑に実施されないと認められるときは、当該団体の地区内の農用地の相当部分について農業上の利用を行う効率的かつ安定的な農業経営を育成するという観点から、当該団体の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う農業経営を営む法人(以下「特定農業法人」という。)又は当該団体の構成員からその所有する農用地について農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う団体(農業経営を営む法人を除き、農業経営を営む法人となること)が確実であると見込まれること、定款又は規約を有していることなど農業経営基盤強化促進法施行令(昭和 55 年政令第 219 号)第 8 条に掲げる要件に該当するものに限る。以下「特定農業団体」という。)を、当該特定農業法人又は特定農業団体の同意を得て農用地利用規程において定めることができる。

② ①の規定により定める農用地利用規程においては、(4)の①に掲げる事項のほか、次の事項を定めるものとする。

ア 特定農業法人又は特定農業団体の名称及び住所

イ 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用集積の目標

ウ 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用権の設定等に関する事項

エ 農地中間管理事業の利用に関する事項

③ 村は、②に規定する事項が定められている農用地利用規程について(5)の①の認定の申請があった場合において、農用地利用規程の内容が(5)の②に掲げる要件のほか、次に掲げる要件に該当するときは、(5)の①の認定をする。

- ア ②のイに掲げる目標が(2)に規定する区域内の農用地の相当部分について利用の集積を  
す るものであること。
- イ 申請者の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を  
行 いたい旨の申出があった場合に、特定農業法人が当該申出に係る農用地について利  
用権の設定等若しくは農作業の委託を受けること、又は特定農業団体が当該申出に係る農  
用地について農作業の委託を受けることが確実であると認められること。
- ④ ②で規定する事項が定められている農用地利用規程(以下「特定農用地利用規程」とい  
う。)で定められた特定農業法人は、認定農業者と、特定農用地利用規程は、法第 12 条第  
1 項の認定に係る農業経営改善計画とみなす。

(7) 農用地利用改善団体の勧奨等

- ① (5)の②の認定を受けた団体(以下「認定団体」という。)は、当該認定団体が行う農用地  
利用改善事業の実施区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るため特に必要  
があると認められるときは、その農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における  
農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地について、当該農用  
地の所有者(所有者以外に権原に基づき使用及び収益をする者がある場合には、その  
者)である当該認定団体の構成員に対し、認定農業者(特定農用地利用規程で定めると  
ころに従い、農用地利用改善事業を行う認定団体にあつては、当該特定農用地利用規程  
で定められた特定農業団体を含む。)に利用権の設定等又は農作業の委託を行うよう勧  
奨することができる。
- ② ①の勧奨は、農用地利用規程に基づき実施するものとする。
- ③ 特定農用地利用規程で定められた特定農業法人及び特定農業団体は、当該特定農用  
地 利用規程で定められた農用地利用改善事業の実施区域内にその農業上の利用の  
程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると  
認められる農用地がある場合には、当該農用地について利用権の設定等又は農作業の  
委託を受け、当該区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るよう努めるものとす  
る。

(8) 農用地利用改善事業の指導、援助

- ① 村は、認定団体が農用地利用改善事業を円滑に実施できるよう必要な指導、援助に務め  
る。
- ② 村は、(5)の①に規定する団体又は当該団体になろうとするものが、農用地利用改善事業  
の 実施に関し、農林振興局、農業委員会、農業協同組合、機構等の指導、助言を求め  
てきたときは、日向地域農業再生協議会(「再生協議会」という)との連携を図りつつ、これら  
の機関・団体が一体となって総合的・重点的な支援・協力が行われるよう努める。

## 5 農業協同組合等が行う農作業の委託のあっせんの促進その他の委託を受けて行う農作業の実施の促進に関する事項

### (1) 農作業の受委託の促進

村は、次に掲げる事項を重点的に推進し、農作業の受委託あっせんに組織的に促進する上で必要な条件の整備を図る。

ア 農業協同組合その他農業に関する団体による農作業の受委託を組織的に促進

イ 効率的な農作業の受託を行う生産組織又は農家群の育成

ウ 農作業、農業機械利用の効率化等を図るため農作業受託の促進の必要性についての普及啓発

エ 農用地利用改善事業を通じた農作業の効率化のための措置と農作業の受委託の組織的な促進措置との連携の強化

オ 地域及び作業ごとの事情に応じた部分農作業受委託から全面農作業受委託への誘導、さらには利用権の設定への移行の促進

カ 農作業の受託に伴う労賃、機械の償却等の観点から見た適正な農作業受託料金の算定

### (2) 農業協同組合による農作業の受委託のあっせん等

農業協同組合は、農業機械銀行方式の活用、農作業受委託のあっせん窓口の開設等を通じて、農作業の受託又は委託を行おうとする者から申出があった場合は、農作業の受委託についてあっせんに努めるとともに、農作業の受託を行う農業者の組織化の推進、共同利用機械施設の整備等により、農作業受委託の促進に努めるものとする。

## 6 農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の育成及び確保の促進に関する事項

村は、効率的かつ安定的な経営体を育成するために、生産方式の高度化や経営管理の複雑化に対応した高い技術を有した人材の育成に取り組む。このため、人材育成方針を定めるとともに、意欲と能力のある者が幅広くかつ円滑に農業に参入し得るように相談機能の一層の充実、先進的な法人経営等での実践的研修、担い手としての女性の能力を十分に発揮させるために研修等を通じて経営を担う人材の育成を積極的に推進する。

また、農業従事者の安定的な確保を図るため、他産業に比べて遅れている農業従事者の態様等の改善に取り組むこととし、家族経営協定にもとづく給料制・休日制・ヘルパー制度の導入や、高齢者・非農家等の労働力の活用システムを整備する。

## 7 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保・育成に関する事業

第1の6(2)に掲げる目標を長期的かつ計画的に達成していくために、関係機関・団体との連携のもと、次の取組を重点的に推進する。

### (1) 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に向けた取組

#### ア 受入環境の整備

農業改良普及センター、JAなどと連携しながら就農希望者に対し、村内での就農に向けた情報の提供を行う。また、村内の農業法人や先進農家等と連携して研修の受入れを行う。

#### イ 中長期的な取組

生徒・学生が農業に興味関心を持ち、農業が将来の進路の選択肢の一つとなるよう教育機関や教育委員会と連携しながら、各段階の取組を実施する。具体的には、生産者との交流や農業体験ができる仕組みをつくることで、農業に関する知見を広められるようにする。

### (2) 新たに農業経営を営もうとする青年等の定着に向けた取組

#### ア 農業者に関する情報の共有と一貫した指導支援

村が主体となって県立農業大学校や農業改良普及センター、農業委員、農業協同組合と連携・協力して、研修や営農指導の時期・内容などの就農前後のフォローアップの状況等を共有しながら、当該青年等の営農状況を把握し、支援を効率的かつ適切に行うことができる仕組みをつくる。

#### イ 就農初期段階の地域全体でのサポート

新規就農者が地域内で孤立することのないよう、人・農地プランの作成・見直しのお話し合いを通じ、地域農業の担い手として当該者を育成する体制を強化する。

#### ウ 経営力の向上に向けた支援

経営感覚に優れた効率的かつ安定的な農業経営者を育成するため、農業改良普及センター等による農業簿記等の記帳指導への参加を促進する。

#### エ 青年等就農計画作成の促進及び指導と農業経営改善計画作成への誘導

青年等が就農する地域の人・農地プランとの整合に留意しつつ、本構想に基づく青年等就農計画の作成を促し、国の支援策や県の新規就農関連事業等を効果的に活用しながら経営力を高め、確実な定着へと導く。さらに、青年等就農計画の達成が見込まれる者については、引き続き農業経営改善計画の策定を促し、認定農業者へと誘導する。

### (3) 関係機関等の役割分担

就農に向けた情報提供及び就農相談については農業改良普及センター、農業協同組合などと連携しながら行い、技術や経営ノウハウについての習得については県立農業大学校等、就農後の営農指導等フォローアップについては農業改良普及センター、農業協同組合組織、村認定農業者等、農地の確保については農業委員会、機構など、各組織が役割を分担しながら各種取組を進める。

## 8 その他農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項

### (1) 農業経営基盤の強化を促進するために必要なその他の関連施策との連携

村は、1 から 5 までに掲げた事項の推進に当たっては、農業経営基盤の強化の促進に必要な、以下の関連施策との連携に配慮するものとする。

ア 村は、各種補助事業を活用し、農業・農村の活性化を図り、農村の健全な発展によって望ましい農業経営の育成に資するように努める。

イ 村は、担い手への農地の面的な集積を加速させるため、国や県等の事業を活用し集落や産地単位での話し合い活動を通して農用地利用改善団体の育成を図り集落営農の組織化を図る。

ウ 村は、地域農業の振興に関するその他の施策を行うに当たっては、農業経営基盤強化の円滑な促進に資することとなるように配慮するものとする。

### (2) 推進体制等

#### ① 事業推進体制

村は、農業委員会・農林振興局・農業協同組合・農用地利用改善団体、その関係団体と連携しつつ、農業経営基盤強化の促進方策について検討するとともに、今後 10 年間にわたり、第 1、第 3 で掲げた目標や第 2 及び第 2 の 2 の指標で示される認定農業者等の育成に資するための実現方策等について、関係機関・団体別の行動計画を樹立する。また、このような長期行動計画と併せて、年度別活動計画において当面行うべき対応を関係機関・団体別に明確化し、関係者が一体となって合意の下に効率的かつ安定的な経営の育成及びこれらへの農用地利用の集積を強力に推進する。

#### ② 農業委員会等の協力

農業委員会、農業協同組合、機構は、農業経営基盤強化の円滑な実施に資することとなるよう、再生協議会のもとで相互に連携を図りながら協力するように努めるものとし、村はこのような協力の推進に配慮する。

## 第6 その他

この基本構想に定めるもののほか、農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項については、別に定めるものとする。

附 則

1. この基本構想は、平成 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

1. この基本構想は、平成 18 年 8 月 25 日から施行する。

附 則

1. この基本構想は、平成 22 年 4 月 9 日から施行する。

附 則

1. この基本構想は、平成 24 年 3 月 26 日から施行する。

附 則

1. この基本構想は、平成 26 年 9 月 26 日から施行する。

附 則

1. この基本構想は、平成 28 年 4 月 11 日から施行する。

附 則

1. この基本構想は、平成 29 年 3 月 30 日から施行する。

附 則

1. この基本構想は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

1. この基本構想は、令和 5 年 9 月 29 日から施行する。

別表1 効率的かつ安定的な農業経営の基本的指標

1 家族経営(5 類型)(1)個別経営体

営農 類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
① 雨 除 け 野 菜 複 合 型  ミ ニ ト マ ト	(作付面積等) 夏秋ミニトマト 20a 乾 椎 茸 50m3  (経営面積) ハウス 20a	(資本装備) 倉庫(鉄骨) 単棟ハウス改良型 灌水配管(点滴・施工 水源施設(ポンプ,混入 機,施工費) 電気工事(動力ポンプ 換気扇) 換気扇 散水施設 人工ほだ場  (農機具) トラクター 動力噴霧器 管理機 軽トラック 刈払機 椎茸乾燥機45枚1機 30枚1機	○複式簿記記帳により 経営と家計の分離を図 る。 ○青色申告の実施  ○土壌分析、完熟堆 肥の投入を実施し、生 産率を高める。  ○農繁期が重ならない ミニトマトと椎茸を栽培 し経営の効率化と所得 の安定を目指す。	家族従事者 2名  ○家族経営協定の締 結に基づく給料制、休 日制の導入  ○ミニトマトが共同選果 になっているため個別 選果していた時間を管 理作業にあてる。
② 雨 除 け 野 菜 複 合 型  ミ ニ ト マ ト	(作付面積等) 夏秋ミニトマト 20a ランキュラス 8a  (経営面積) ハウス 28a	(資本装備) 倉庫(鉄骨) 単棟ハウス改良型 灌水配管(点滴・施工 水源施設(ポンプ,混入 機,施工費) 電気工事(動力ポンプ 換気扇) 換気扇  (農機具) トラクター 動力噴霧器 管理機 軽トラック 刈払機	○複式簿記記帳により 経営と家計の分離を 図る。 ○青色申告の実施  ○土壌分析、完熟堆 肥 の投入を実施し、生 産率を高める。  ○農繁期が重ならない ミニトマトとランキュラスを 栽培し経営の効率化と 所得の安定を目指 す。	家族従事者 2名  ○家族経営協定の締 結に基づく給料制、休 日制の導入  ○ミニトマトが共同選果 になっているため個別 選果していた時間を管 理作業にあてる。



営農 類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
③ 雨 除 け 野 菜 複 合 型  ホ ウ レ ン ソ ウ	(作付面積等) ハウレンソウ17a 乾 椎 茸 20m3  (経営面積) ハウス 17a	(資本装備) 倉庫(鉄骨) 単棟ハウス改良型 灌水配管(スプリンクラー ・施工) 水源施設(ポンプ混入 機,施工費) 電気工事(動力ポンプ ・自動開閉)  (農機具) 乗用トラクタ 動力噴霧器 軽トラック 管理機 刈払機 椎茸乾燥機 45枚2 機	○複式簿記記帳により 経営と家計の分離を 図る。  ○青色申告の実施  ○ハウレンソウは連作 障害を避けるために土 壌分析を実施し、適正 な施肥管理をする。	家族従事者 2名  ○家族経営協定の締 結に基づく給料制、休 日制の導入  ○ハウレンソウの収穫 は、播種時期の調整で 労働時間が集中しない ようにし、年間5回転を めざす。  ○出荷調整に、共同選 別を利用することで作 業の効率化を図る。

<p>④ 肉用牛繁殖複合型</p>	<p>(作付面積等) 肉用牛 15頭 水稲 50a 飼料用稲 50a 農作業受託 1,000a ローズグラス 50a イタリアンライグラス 150a  (経営面積) 水田 100 a 畑 50 a</p>	<p>(資本装備) 牛舎(木造) 堆肥舎(木造) 倉庫等(鉄骨)  (農機具) 乗用トラクタ ホイールローダー 軽トラ ロータリー カッター ディスクモアー ラッピングマシーン ブロードキャスト マニアスプレッダ 動力噴霧器 ロールベアラー テッダーレーキ 田植機(4条) コンバイン(2条) 普通トラック(2t)</p>	<p>○複式簿記記帳により経営と家計の分離を図る。  ○青色申告の実施  ○水田は、裏作に飼料作物を栽培し、利用率を高める。  ○土壌分析、完熟堆肥の投入を実施し、生産率を高める。  ○繁殖牛は衛生及び防疫管理を徹底する。</p>	<p>家族従事者 2名  ○家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制の導入  ○繁殖牛は省力化を図るためにファイバーミックス等を利用する。  ○農作業受託を行い所得と稲ワラの確保を行う。</p>
-----------------------	--	---	---	---

営農 類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様 等
⑤ 肉用牛 繁殖 専業 型	<p>(作付面積等)</p> 肉用牛 30頭 水稲 50a 飼料用稲 50a ローズグラス 100a イタリアンライグラス 200a  (経営面積) 水田 100a 畑 100a	<p>(資本装備)</p> 牛舎(鉄骨) 倉庫等(木造) 堆肥舎(木造)  (農機具) 乗用トラクタ ホイルローダー 軽トラ ロータリー カッター ディスクモアー ラッピングマシン ブロードキャスタ マニアスプレッダ 動力噴霧器 ロールベアラ ベールグラブ テグダーレーキ 田植機(4条) バインダー 普通トラック(2t)	<p>○複式簿記記帳により経営と家計の分離を図る。</p> <p>○青色申告の実施</p> <p>○水田は、裏作に飼料作物を栽培し、利用率を高める。</p> <p>○休耕田等を利用した計画的な粗飼料生産を実施し、肉用牛経営の安定を図る。</p> <p>○家畜排泄物法に適合する堆肥舎の整備を推進する。</p> <p>○繁殖牛は衛生及び防疫管理を徹底する。 IT機器の利用により効率化を図る。</p>	<p>家族従事者 2名</p> <p>○家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制の導入</p> <p>○繁殖牛は省力化を図るためにファイバーミックス等を利用する。</p>
⑥ 椎茸 専業 型	<p>(作付面積等)</p> 乾椎茸 150m3  (経営面積) 0a	<p>(資本装備)</p> 倉庫(鉄骨) 散水施設(椎茸) 人工ほた場  (農機具) チェンソー 軽トラック 刈払機 クローラー型運搬 椎茸乾燥機 45枚 6機	<p>○複式簿記記帳により経営と家計の分離を図る。</p> <p>○青色申告の実施</p>	<p>家族従事者 2名</p> <p>○家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制の導入</p>

別表2 新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の基本的指標

1 個別経営体(4 類型)

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
① 雨除け野菜複合型 ミニトマト	(作付面積等) ミニトマト 10a 乾椎茸 50m <sup>3</sup>  (経営面積) ハウス 10a	(資本装備) 単棟ハウス改良型 灌水配管(点滴・施工) 水源施設(ポンプ,混入機,施工費) 電気工事(動力ポンプ換気扇) 換気扇 散水施設 人工ほだ場  (農機具) 動力噴霧器 管理機 軽トラック 刈払機 チェーンソー クローラー型運搬 椎茸乾燥機45枚1機 30枚1機	○複式簿記記帳により経営と家計の分離を図る。  ○青色申告の実施	家族従事者 2名  ○家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制の導入  ○ミニトマトが共同選果になっているため個別選果していた時間を管理作業にあてる。  ○養液土耕栽培を導入し、養液管理をシステム化し、灌水・追肥に係る作業時間を栽培管理にあてることで作業効率化を図る。
② 雨除け野菜複合型 ミニトマト	(作付面積等) ミニトマト 10a 七草10a(1万パック)  (経営面積) ハウス 20 a 畑 20 a	(資本装備) 倉庫(鉄骨) 単棟ハウス改良型 灌水配管(点滴・施工) 水源施設(ポンプ,混入機,施工費) 電気工事(動力ポンプ換気扇) 換気扇  (農機具) トラクター 動力噴霧器 軽トラック 管理機 刈払機	○複式簿記記帳により経営と家計の分離を図る。  ○青色申告の実施  ○土壌分析、完熟堆肥の投入を実施し、生産率を高める。	家族従事者 2名 臨時雇用 5名  ○家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制の導入  ○ミニトマトが共同選果になっているため個別選果していた時間を管理作業にあてる。  ○七草は、ハウスと露地で栽培し、効率的に7品目を生産する。

<p>③ 雨除け野菜複合型 ハウレンソウ</p>	<p>(作付面積等) ハウレンソウ 17a 七草10a (1万パック)</p> <p>(経営面積) ハウス 27 a 畑 20 a</p>	<p>(資本装備) 倉庫(鉄骨) 単棟ハウス改良型</p> <p>(農機具) 乗用トラクター 動力噴霧機 軽トラック 管理機</p>	<p>○複式簿記記帳により経営と家計の分離を図る。</p> <p>○青色申告の実施</p> <p>○ハウレンソウは連作障害を避けるために土壌分析を実施し、適正な施肥管理をする。</p>	<p>家族従事者 2名</p> <p>○家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制の導入</p> <p>○ハウレンソウは、出荷選別を共同選果にて行い労働時間の短縮に努める。年間5回転をめざす。</p> <p>○七草は、ハウスと露地で栽培し、効率的に七品目を生産する。</p>
----------------------------------	---	--	--	--

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
<p>④ 雨除け野菜複合型 夏秋イチゴ</p>	<p>(作付面積等) 夏秋イチゴ 8.0a 乾椎茸 50m3</p> <p>(経営面積) 畑 30 a</p>	<p>(資本装備) 倉庫(鉄骨) ビニールハウスAPハウス2号改良型 灌水施設(チューブ式) 灌水ポンプ(半自動) 電気工事 散水施設 人工ほだ場</p> <p>(農機具) 刈払機 チェーンソー 動力噴霧機 軽トラック 椎茸乾燥機45枚1機 30枚1機</p>	<p>○複式簿記記帳により経営と家計の分離を図る。</p> <p>○青色申告の実施</p> <p>○培地の分析を実施し、生産率を高める。</p>	<p>家族従事者 1名</p> <p>○従来育苗していた苗を購入苗にすることで、冬期の育苗管理を削減する。</p> <p>○椎茸は、人工ほだ場を利用することで、作業管理の効率化を図ると共に、高品質の椎茸を生産することで販売単価を飛躍的に高める。</p>

<p>⑤ 肉 用 牛 繁 殖 専 業 型</p>	<p>(作付面積等) 肉用牛 30頭 水稲 50a 飼料用稲 50a ローズグラス 120a イタリアンライグラス 220a  (経営面積) 水田 100 a 畑 120 a</p>	<p>(資本装備) 牛舎(木造) 堆肥舎(木造) 倉庫等(鉄骨)  (農機具) 乗用トラクタ ホイロローダー 軽トラ ロータリー カッター ディスクモアー ラッピングマシーン ブロードキャスタ マニアスプレッダ 動力噴霧器 ロールベアラー テッダーレーキ 田植機(4条) コンバイン(2条) 普通トラック(2t)</p>	<p>○複式簿記記帳により 経営と家計の分離 を図る。  ○青色申告の実施  ○水田は、裏作に飼 料 作物を栽培し、利 用 率を高める。  ○土壌分析、完熟堆 肥 の投入を実施し、生 産率を高める。  ○繁殖牛は衛生及 び防疫管理を徹底す る。 IT機器の利用により 効率化を図る。</p>	<p>家族従事者 2名  ○家族経営協定の締 結に基づく給料制、 休日制の導入  ○繁殖牛は省力化を 図るためにファイバー ミックス等を利用する 。</p>
--	---	--	---	--

別紙 1(第 5 の 2(1)⑥ 関係)

次に掲げる者が利用権の設定等を受けた後において、法第 18 条第 2 項第 2 号に規定する土地(以下「対象土地」という。)の用途ごとにそれぞれ定める要件を備えている場合には、利用権の設定等を行うものとする。

(1)地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 298 条第 1 項の規程による地方開発事業団以外の地方公共団体(対象土地を農業上の利用を目的とする用途たる公用又は公共用に供する場合に限る。)、農業協同組合等(農地法施行令(昭和 27 年政令第 445 号)第 2 条第 2 項第 1 号に規定する法人をいい、当該法人が対象土地を直接又は間接の構成員の行う農業に必要な施設の用に供する場合に限る。)又は畜産公社(農地法施行令第 2 条第 2 項第 3 号に規定する法人をいい、当該法人が同号に規定する事業の運営に必要な施設の用に供する場合に限る。)

○ 対象土地を農用地(開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。)として利用するため利用権の設定等を受ける場合

… 法第 18 条第 3 項第 2 号イに掲げる事項

○ 対象土地を農業用施設用地(開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農業用施設用地を含む。以下同じ。)として利用するための利用権の設定等を受ける場合

… その土地を効率的に利用することができると認められること。

(2)農業協同組合法第 72 条の 10 第 1 項第 2 号の事業を行う農事組合法人(農地所有適格法人である場合をのぞく。)又は生産森林組合(森林組合法(昭和 53 年法律第 36 号)第 93 条第 2 項第 2 号に掲げる事業を行うものに限る。

(それぞれ対象土地を農用地以外の土地としてその行う事業に供する場合に限る。)

○ 対象土地を混牧林地として利用するため利用権の設定等を受ける場合

… その土地を効率的に利用して耕作又は養蓄の事業を行うことができると認められること。

○ 対象土地を農業用施設用地として利用するため利用権の設定等を受ける場合

… その土地を効率的に利用することができると認められること。

(3)土地改良法(昭和 24 年法律第 195 号)第 2 条第 2 項各号に掲げる事業(同項第 6 号に掲げる事業を除く。)を行う法人又は農業近代化資金融通法施行令(昭和 36 年政令第 346 号)第 1 条第 7 号若しくは第 8 号に掲げる法人(それぞれ対象土地を該当事業に供する場合に限る。)

○ 対象土地を農業用施設用地として利用するため利用権の設定等を受ける場合

…その土地を効率的に利用することができると認められること。

## 別紙2(第5の2(2)関係)

I 農用地(開発して農用地とすることが適当な土地を含む。)として利用するため利用権(農業上の利用を目的とする賃借権又は使用賃借による権利に限る。)の設定又は移転を受ける場合

### ① 存続期間(又は残存期間)

1. 存続期間は3年(農業者年金制度関連の場合は10年以上、開発して農用地とすることが適当な土地について利用権の設定等を行う場合は、開発してその効用を発揮する上で適切と認められる期間その他利用目的に応じて適切と認められる一定の期間)以上を目標とする。ただし、利用権を設定する農用地において栽培を予定する作物の通常の栽培期間からみて3年以上とすることが相当でないと認められる場合には、異なる存続期間とすることができる。

なお、特定法人貸付事業による場合には、第6の3の(1)によるものとする。

2. 残存期間は、移転される利用権の残存期間とする。

3. 農用地利用集積計画においては、利用権設定等促進事業の実施により設定(又は移転)される利用権の当事者が当該利用権の存続期間(又は残存期間)の中途において解約する権利を有しない旨を定めるものとする。

### ② 借賃の算定基準

1. 農地については、農地法第52条の規定により農業委員会が提供する地域の実勢を踏まえた賃借料情報等を充分考慮し、当該農地の生産条件等を勘案して算定する。

2. 採草放牧地については、その採草放牧地の近隣の採草放牧地の借賃の額に比準して算定し、近隣の借賃がないときは、その採草放牧地の生産力、固定資産評価額等を勘案して算定する。

3. 開発して農用地とすることが適当な土地については、開発後の土地の借賃の水準、開発費用の負担区分の割合、通常の実産力を発揮するまでの期間等を総合的に勘案して算定する。

4. 借賃を金銭以外のもの定めようとする場合には、その借賃は、それを金額に換算した額が、上記1から3までの規程によって算定される額に相当するように定めるものとする。

この場合において、その金銭以外のもの定められる借賃の換算方法については、「農地法の一部を改正する法律の施行について」(平成13年3月1日付け12経営第1153号農林水産事務次官通知)第6に留意しつつ定めるものとする。



### ③ 借 賃 の 支 払 方 法

1. 借賃は、毎年農用地利用集積計画に定める日までに当該年にかかる借賃の金額を一時に支払うものとする。

2. 1の支払いは、借賃人の指定する金融機関の口座に振り込むことにより、その他の場合は、借賃人の住所に持参して支払うものとする。

3. 借賃を金銭的以外のもの で 定めた場合には、原則として毎年一定の期日までに当該年度に係る借賃の支払等を履行するものとする。

### ④ 有 益 費 の 償 還

1. 農用地利用集積計画においては、利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定(又は移転)を受ける者は当該利用権に係る農用地を返還するに際し民法の規程により当該農用地の改良のために費やした金額その他の有益費について償還を請求する場合その他法令による権利の行使である場合を除き、当該利用権の設定者に対して名目のいかんを問わず、返還の代償を請求してはならない旨を定めるものとする。

2. 農用地利用集積計画においては、利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定(又は移転)を受ける者が当該利用権に係る農用地を返還する場合において、当該農用地の改良のために費やした金額又はその時における当該農用地の改良による増加額について当該利用権の当事者間で協議が整わないときは、当事者の双方の申出に基づき村が認定した額をその費やした金額又は増加額とする旨を定めるものとする。

Ⅱ 混牧林地又は農業用施設用地(開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を含む。)として利用するため利用権(農業上の利用を目的とする賃借権又は使用賃借による権利に限る。)の設定又は移転を受ける場合

① 存続期間(又は残存期間)
Iの①に同じ。
② 借賃の算定基準
1. 混牧林地については、その混牧林地の近傍の混牧林地の借賃の額、放牧利用の形態、当事者双方の受益又は負担の程度等を総合的に勘案して算定する。  2. 農業用施設用地については、その農業用施設用地の近傍の農業用施設用地の借賃の額に比準して算定し、近傍の借賃がないときは、その農業用施設用地の近傍の用途が類似する土地の借賃の額、固定資産評価額等を勘案して算定する。  3. 開発して農業用施設用地とすることが適当な土地については、Iの②の3と同じ。
③ 借賃の支払方法
Iの③に同じ。
④ 有益費の償還
Iの④に同じ。

Ⅲ 農業の経営の委託を受けることにより取得される使用及び収益を目的とする権利の設定を受ける場合

① 存続期間（又は残存期間）
Iの①に同じ。
② 損益の算定基準
1. 作目等毎に、農業の経営の受託に係る販売額(共済金を含む。)から農業の経営に係る経費を控除することにより算定する。  2. 1の場合において、受託経費の算定に当たっては、農業資材費、農業機械施設の償却費・事務管理費等のほか、農作業実施者又は農業経営受託者の適正な労賃・報酬が確保されるようにするものとする。
③ 損益の決裁方法
Iの③に同じ。この場合においてIの③中「借賃」とあるのは「損益」と「賃借人」とあるのは「委託者(損失がある場合には、委託者という。）」と読み替えるものとする。
④ 有益費の償還
Iの④に同じ

#### IV 所有権の移転を受ける場合

① 対 価 の 算 定 基 準
土地の種類及び農業上の利用目的毎にそれぞれ近傍類似の土地の通常取引(農地転用のために農地を売却した者が、その農地に代わるべき農地の所有権を取得するため高額の対価により行う取引その他特殊な事情の下で行われる取引を除く。)の価格に比準して算定される額を基準とし、その生産力等を勘案して算定する。
② 対 価 の 支 払 方 法
農用地利用集積計画に定める所有権の移転の対価の支払期限までに所有権の移転を受ける者が所有権の移転を行う者の指定する金融機関の口座に振り込むことにより、又は所有権の移転を行う者の住所に持参して支払うものとする。 出資を目的とする所有権の移転の場合は、所有権の移転を受けた農地所有適格法人の取締役又は理事は所要の手続きを経て設立または変更の登記を行うものとする。
③ 所 有 権 の 移 転 の 時 期
農用地利用集積計画に定める所有権の移転の対価の支払期限までに対価の全部の支払が行われたときは、当該農用地利用集積計画に定める所有権の移転の時期に所有権は移転し、対価の支払期限までに対価の全部の支払いが行われなときは、当該所有権の移転に係る農用地利用集積計画に基づく法律関係は失効するものとする。 なお、農業者年金基金が所有権の移転を行う場合の取扱いについては、農業者年金基金の定めるところによるものとする。